

入札参加停止措置について

| No. | 対象業者 | 事案の内容及び入札参加停止の理由 | 入札参加停止の根拠 | | 入札参加停止期間 | 登録業種 | |
|-----|--|---|---|---|----------------------|------------------------------------|-----------------------|
| | | | 入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表 | 該当条項 | | | |
| 1 | 損害保険ジャパン株式会社 愛知東支店 支店長 桃井 直人 豊橋市白河町8 | 民間企業等を保険契約者とする損害保険について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。 | (独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 | | | 物品の買入れ・委託業務等 (保険業) | |
| 2 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三河支店豊橋支社 支社長 鈴木 隆史 豊橋市大手町92あいおいニッセイ同和損保豊橋ビル3階 | 民間企業等: 株式会社JERA コスモ石油株式会社 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 シャープ株式会社 京成電鉄株式会社 警視庁 東京都 仙台国際空港株式会社 東急株式会社 | 豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。 | 当該事実を知った日から (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月 | 要領第3号 運用基準第4条 | 1. 5か月 令和6年11月28日～ 令和7年1月11日 | 物品の買入れ・委託業務等 (保険業) |
| 3 | 東京海上日動火災保険株式会社 三河支店 三河支店長 三浦 時子 豊橋市白河町85-2 | | | | | 物品の買入れ・委託業務等 (保険業) | |